

鳥取市事業承継推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市事業承継推進補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金交付規則（昭和42年市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、事業承継を支援する資金融資を受けた者の利子負担の軽減を行い、市内中小企業者の事業承継推進及び経営の安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 市が県と協調して中小企業者を対象に行う事業承継支援資金融資又は日本政策金融公庫が行う事業承継・集約・活性化支援資金融資（国民生活事業に限る。）（以下「対象融資」という。）を、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に受けた者であること。ただし、鳥取市内の事業所を事業承継するために対象融資を受けた者に限る。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと及び暴力団等と密接な関わりのある事業者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める市税等を滞納している者は、補助対象者としなない。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(補助対象期間)

第4条 本補助金の交付の対象となる期間は、対象融資にかかる最初の利払いの日が属する月の初日から起算して7年を経過する日までとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、11月1日からその翌年の10月31日までの期間（以下「補助算定期間」という。）に補助対象者が支払った対象融資に係る利子の3分の2に相当する額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象者が償還を延滞したことにより生じた遅延利息及び損害金は、算定の対象としないものとする。

2 本補助金の各補助算定期間の限度額は、10万円とする。

(補助申請等)

第6条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付申請及び請求を併合して行うこととし、本補助金の交付申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当

該交付の決定の日になされたものとみなす。

2 前項の手続きは、補助算定期間ごとに、当該期間の末日の属する年の11月30日までに行わなければならない。

3 様式第1号に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 融資実行金融機関が発行する利息支払証明書
- (2) 市税等納付状況確認同意書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(着手届を要しない場合)

第7条 本補助金に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、これを要しないものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は、これを要しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。